本号で公布された法令のあらまし

◇高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（法律第六十三号）（文部科学省）

1　題名の改正

題名を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。（題名関係）

2　目的の改正

勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等を保障するとともに、教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることを目的とする。（第一条関係）

3　高等学校の定時制教育及び通信教育の振興並びに適正な実施及び運営の確保

⑴　国の責務

国は、定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有することとする。（第三条関係）

⑵　地方公共団体の責務

地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有することとする。（第四条関係）

⑶　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務

設置者は、施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図る等の責務を有することとする。（第五条関係）

⑷　通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針の策定

文部科学大臣は、通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項、必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項、広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項等を定める基本的な指針を定めるものとする。（第九条関係）

⑸　定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る国及び地方公共団体の権限の適切な行使

国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。（第十条関係）

⑹　国による調査研究の推進等

国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。（第十一条関係）

4　施行期日等

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な準備行為を定める。（附則第二項、第三項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

◇金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（法律第六十四号）（金融庁）

第１　金融商品取引法の一部改正

1　暗号資産取引に係る規制の整備

⑴　暗号資産に係る情報の公表制度に関する規定の整備

イ　暗号資産であって、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を「特定暗号資産」と定義する。（第二条第五十項関係）

ロ　特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しにつき特定暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、特定暗号資産の募集・売出し後の特定暗号資産定期情報及び特定暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の三十九、第二十七条の五十、第二十七条の五十一関係）

ハ　特定暗号資産情報が公表されている特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における特定暗号資産情報等の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における特定暗号資産発行者が新たに公表した特定暗号資産情報等の公表を義務付ける。（第二十七条の五十三関係）

ニ　特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しに関して公表する特定暗号資産情報について、当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付ける者が払い込む額が少額である場合を除き、監査証明を受けることを義務付ける。（第二十七条の五十九関係）

ホ　特定暗号資産情報が公表されていない暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の六十、第二十七条の六十一関係）

ヘ　虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者等に係る民事責任、課徴金の規定の整備を行う。（第二十七条の四十一～第二十七条の四十八、第二十七条の六十六、第二十七条の六十七、第百七十二条の十三～第百七十二条の十九関係）

⑵　暗号資産取引等に係る業規制に関する規定の整備

イ　暗号資産の売買等を業として行う者に対する内閣総理大臣の登録に係る規定の整備

⑴　暗号資産の売買、特定暗号資産の募集・売出し、暗号資産の借入れ等を業として行うことについて、金融商品取引業に含めることとする。（第二条第八項関係）

⑵　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者に対し、金融商品取引業及び金融商品取引法第三十五条の二の二第一項又は第二項の規定により行う業務以外の業務を兼業しようとする場合、あらかじめ内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける。（第三十五条の二の二関係）

⑶　金融商品取引業者に対し、暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備を義務付ける。（第三十五条の三関係）

⑷　金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いを行ってはならないこととする。（第四十三条の七関係）

⑸　金融商品取引業者は、ホの届出を行った業者以外の者から顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる業務等の提供を受けてはならないこととするとともに、金融商品取引業者に対し、当該業者から当該業務等の提供を受ける場合には、当該業者の指導その他の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける。（第四十三条の十二関係）

⑹　金融商品取引業者が暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導その他の委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを当該金融商品取引業者に対し、義務付ける。（第四十三条の十三関係）

⑺　金融商品取引業者に対し、暗号資産取引に関して事故が生じた場合の顧客への補償原資として金融商品取引責任準備金の積み立てを義務付ける。（第四十六条の五関係）

⑻　暗号資産取引業を行う者の財務の健全性を確保するため、金融商品取引業者に対し、自己資本規制比率の算出等を義務付ける。（第四十六条の六関係）